

平成 27 年

新 城 市 教 育 委 員 会

1 1 月 定 例 会 会 議 録

新 城 市 教 育 委 員 会

平成27年11月新城市教育委員会定例会会議録

1 日 時 11月26日(木) 午後2時30分から午後4時30分まで

2 場 所 鳳来総合支所3階 教育相談室

3 出席委員

原田純一委員長 花田香織委員長職務代理者 川口保子委員
安形茂樹委員 和田守功教育長

4 説明のため出席した職員

夏目教育部長
櫻本教育総務課長
夏目学校教育課長
長谷川生涯学習課長
杉山生涯学習課参事
柿原文化課長
加藤文化課参事
佐宗スポーツ課長

5 書 記

杉浦教育総務課副課長

6 議事日程

開 会

日程第1 10月会議録の承認

日程第2 11月の新城教育

- (1) 教育長報告
- (2) 11月の行事・出来事

日程第3 協議・報告事項

- (1) 11月臨時議会及び12月定例会市議会について(教育部長)
- (2) 財産の取得について(教育総務課)
- (3) 就学援助費の支給認定基準及び支給額の変更について(教育総務課)
- (4) 「体徳知」の教育活動推進事業研究発表会について(学校教育課)
- (5) 新城地域文化広場の指定管理者の指定について(文化課)
- (6) 第10回愛知県市町村対抗駅伝競走大会について(スポーツ課)

(7) スポーツツーリズム総合推進体制について (スポーツ課)

日程4 その他

(1) 若者の祭典について (文化課)

(2) 奥三河の大地をめぐるジオツアーについて (文化課)

次回定例会議 (案) 12月17日 (木) 午後2時30分

(鳳来総合支所3階 教育相談室)

閉 会

○委員長

皆さんこんにちは。11月定例教育委員会会議をただいまから開催いたします。

日程第1 10月の会議録の承認

○委員長

初めに、10月会議録の承認をお願いします。

日程第2 11月の新城教育

○委員長

では、日程第2、11月の新城教育。

初めに、教育長報告をお願いします。

○教育長

それでは、11月の教育長報告ということで、4点お願いいたします。

1点目は、スポーツの秋ということで、一つは「頑張れ、駅伝」ということであります。駅伝大会、10月24日に東三大会が行われましたけれども、男子のほうで千郷中が6位、東郷中が7位、それから新城中女子が11位ということでございました。10位以内が県大会へ進むということで、11月14日で愛知県大会が行われまして、男子のほうは千郷中20位、東郷中35位ということで、県代表50チームの中で健闘をしてみりました。

この後、12月5日に万博記念公園で市町村対抗駅伝が開催されます。昨年も小中の選手たちのところ一桁台を記録しておりましたので、今年もいい走りをするのではないかと思います。ちなみに昨年は12位でモリコロ賞を受賞しております。

それから、二つ目は新城ラリーですけれども、10月31日、11月1日に新城ラリーが開催されました。大変な盛り上がりで、公称5万1,000人の観客を集めました。10年前、ちょうど平成18年の11月19日ですけども、雨の降る中、鳳来ふれあいパーク等で開催された時のことが湧き起こってくるわけですけれども、そのときの観客が4,500人でした。10年間の間に、10倍以上になってきたということ、これはスポーツ課はじめ教育委員会の皆さん、あるいはそれをサポートしてくださった皆さん方のおかげだなあということをつくづく思います。

来年度からは、教育委員会の手を離れて市長部局へ行くということでございますので、こうした意気込みの継続と、さらなる発展を願いたいと思います。

二つ目は文化の秋ということでございます。一つ目は学校文化の華ということで、中学校の文化祭が10月31日、11月7日に市内6中学校で行われました。合唱コンクール等それぞれすばらしい団結と成果を発揮しておりました。

同時に、公民館まつり等も開催されまして、地域の方々も多く学校へ来られておりました。

それから、小学校の学芸会、日にちがかなり何日にもわたるわけですけれども、11月の15、21、22、28日に行われました。そんな中で特筆すべきは、一つは東陽小学校の40周年記念の学芸会がございました。創立40周年ということで、学校の歴史を振り返る劇や多くの来賓の方々が見えて、大きな盛り上がりを見せておりました。

それから、学校統合をする鳳来西小、連谷小、海老小、鳳来寺小、それぞれ最後の学芸会というこ

とで、地域全体にわたる老若男女の方々が集まられて、それぞれ子供たちの劇や学習発表と同時に、地域で五平餅をつくったり、餅つきをしたり、豚汁をつくったりして和気あいあいの交流、それから子供たちの頑張りに、一つ一つのしぐさに、おじいちゃんおばあちゃんから拍手が沸き上がるというようなことで、見ていてもじーんと胸が熱くなるような思いをいたしました。

きょうも、あれは名古屋テレビのドデスカで、海老小学校が登場しましたけれども、子供たちのインタビューで学校がなくなるのは寂しいけれども、より多くの友達ができるということを楽しみにしていますというようなインタビューのメッセージがありまして、学校統合ということをより前向きに捉えて、より活気のある、広くなる学区での展開というものを期待していきたいなと思います。

それから、もう一つは市民文化祭ということで、10月末から11月初めにかけて、市民文化祭、あるいは市民茶会、市民芸能祭、あるいは宗堅寺では菅沼定実公が宗堅のお茶を愛したということで、あそこに紅葉庵というすばらしい茶室があるわけなんですけれども、そこへ家元さんが見えて、お茶会が開かれました。

また、新城歌舞伎も、子供歌舞伎をはじめ、大変見せ場がございました。私が行ったときには、番町皿屋敷をやっておりましたけれども、ほんとに愛くるしい子供たちが男女のいろんな絡まりのせりふを言うものですから、思わず頬が緩むといったような情景で、皆さん感心して見ておられました。おひねりもいっぱい飛んでおりました。

それから、29日には大ホールで10周年記念コンサートということで、「豊川」の大合唱が披露されます。市民合唱団120人の大混声合唱団のすばらしい迫力のある合唱だということでございますので、ぜひ見に行きたいと思います。

それから、大きな3番目ですけれども、研究の秋ということで10月29日に、新城市と豊川市の学校が同時開催で研究発表を行いました。各地の半分の先生方が相手方の市の学校を訪問して、違う市の研究の様子を見て学ぶというような会でございます。新城市では、東郷中、黄柳川小、千郷小が発表を行いました。それぞれ研究主題に基づいたしっかりとした成果を発表しておりました。

それから、11月19日には、東三地区の学校保健大会が文化会館小ホールで開催されました。講師が、前田勉先生という方の子供たちの成長にとって、あるいは不登校の防止・発達障害の防止等にとって、睡眠が非常に大切であると。現代はそうした子供たちの生活のリズムとか、睡眠のリズムを脅かしてしまうという状況にあって、実際に不登校の多い中学校でその実態を調べたところ、ある小学校出身者が非常に多かったと。その小学校の睡眠の実態を調査したところ、ほんとにひどい状況だったと。それで、睡眠表等をつくって、睡眠教育を実施して、きちっとした睡眠のリズム、生活のリズムをつくったところ、不登校がゼロになったというような発表をしておりました。

いかに成長段階における子供たちの睡眠の確保、リズムということが大切であるかという実践でございましたけれども、新城市内でも八名中学校・八名小学校・庭野小学校等で、睡眠の教育、眠育というんですけれども、それを進めておりますが、やっぱり不登校というのは新城の教育においても大きな課題でありますので、こうしたところを重視していきたいなと思います。

東三河だけでなく、市外各地からも大勢の方が参会し、学ぶべきところが多い大会ではなかったかと思えます。

それから、大きな4番目、学校統合ですけれども、11月16日に作手の山村交流施設と作手小学校の起工式及び起工報告会が行われました。平成29年4月の開校が待ち望まれます。

それから、鳳来寺小学校におきましても、増設した教室、それから放課後子ども教室の2階建ての建物等も着々と建設が進んでおります。

それから、5点目ですけれども、県立高校の将来像ということで新城市内の高校の統合というものが検討されております。中でも、生徒数の減少により新城東高校と新城高校の統合が現実味を帯びてきました。

そうした中で、高等学校教育の大切さ、人材育成ということを考えると、地元の期待・要望といったものが非常に大切であるということで、とかく管轄が県の教育委員会でありますので、市町村教委が物を申すということは少ないわけですが、しかし県に任せておくわけにはいけないと、地元の中学校あるいは市民の要望をしっかりと届けたいということで、中学校長会とともに何回か議論を重ねまして、今お手元にあるような要望書を、12月の3日に県教委へ持って行く予定でございます。ただ、内々に進めるという形で表立って記者発表をすとかそういう形にはしません。とりあえず、こういった観点を県の教育委員会会議等で考慮してもらいたいということでございます。

お手元のところ、見ていただけますように、タイトルは「新城市内県立高校の今後のあり方について（要望）」ということで、愛知県教育委員会あてに新城市小中校長会と新城市教育委員会名で要望いたします。

その趣旨といたしましては、新城市内県立高校の今後のあり方については、現在の新城高校、新城東高校、新城東高校作手校舎の2校1校舎体制の維持が理想であると。しかし、今後の市内の生徒数の推移を考慮したとき、統合もやむを得ないと判断せざるを得ない。そこで、新城奥三河地域の将来にわたる人材育成を考慮し、県立高校統合のあり方として下記のことをお願いしたい。また、しかるべき時期に愛知県と新城市が、共同で新設統合校設立委員会を立ち上げて協議を行い、愛知県教育委員会に答申するようになりたいと。

それで、記といたしまして、

- 1、両校対等の新設統合校とする。
- 2、校名を新しく創設する。例えば、新城の藩校名から新城有教館高校とする。
- 3、新設統合校に普通科を必ず設置する。
- 4、新設統合校の学科編成は普通科と総合科の2学科とする。
- 5、学科の詳細は普通科3学級、120人、一括募集。中を三つに分けて、特別理数コース、特別文化コース、国際英語コースとそれぞれ40名ずつで、地元中学校との連携や新城市にありますユース若者議会との交流、あるいは世界ニューキャッスル市との交流に新城市から支援するというような特別条項もつけていきたいということであります。

もう一つは、総合学科3学級、120人、一括募集ということで、農園サイエンスコース、経済ビジネスコース、生活デザインコースと、今の農業・商業・家庭科の三つのコースを残して、そしてそれぞれ地元のさまざまな機関との連携を図っていく、そういった科でどうだろうかということでございます。

それから、プラスアルファの要望といたしまして、豊川特別支援学校新城校舎を併設する。

7、新城東高校作手校舎は、新城有教館高校作手校舎、あるいは作手高校として現在ある新城市内の入学者条件を撤廃し、全県を対象として存続する。

- 8、新設統合年度を協議して決定すると。

このような内容で要望していきたいと考えております。

以上です。

○委員長

ありがとうございました。何か御質問等ありますか。

○委員

1点だけ。研究発表会の件で、新城市と豊川市で同じ日に合同ということで、相互に教員が研修し合うということですが、その経緯とか、成果を聞かせていただけたらありがたいです。

○学校教育課長

経緯については、お互いの刺激があるとよりいいのではないかなというように、始まって3年目になるかと思えます。同日開催ができたのは今回が初めてでありました。

それで、私が後でお話をしようと思っていたところだったんですけども、豊川市から約140名の先生に来ていただき、新城からも大体同じような数で出かけて交流しました。

成果としては、やはり豊川市のやっていること、あるいは新城のやっていることを互いにより刺激を受けたということです。その1つにこんな話がありました。豊川市教育委員会の指導主事が、豊川市の各校の研究発表会に行ったときの分科会の中で、新城市の先生が非常に意欲的に発言していて、的確に話をしていたということです。そのことが豊川市の先生方にとっても、刺激になったといったことが、豊川市教育委員会で、話題になっていたそうです。

新城市の教職員も、豊川市の研究実践を見て、そこで学んだことを、自分の所属校の現職研修の時に発表し、よかった点や学んでいくべき点について情報共有ができたそうです。来年も続けていきたいと思っています。

以上です。

○委員

お互いにいい刺激になってよかったということですね。ありがとうございました。

○委員長

あとはいいですね。では、次へ行きます。

11月の行事・出来事ということで、教育総務課、お願いします。

○教育総務課長

それでは、教育総務課所管の今月の主な行事を報告させていただきます。

6日になりますが、給食方式検討会議第3回会議を行い、各委員から給食方式のあり方につきまして御意見をいただいております。次回以降の会議で、それら意見を取りまとめていきたいと思っております。

16日になりますが、作手小学校及び山村交流施設の建設工事起工報告会を開催しました。

また、今度の日曜日、29日になりますが、臨時教育委員会を開催する予定であります。次期委員長の選出などを予定しております。

その翌日の30日になりますが、教育委員辞令交付式がございます。これは、川口委員が11月28日で任期満了となることから、更新ということで行われるものです。

その後、引き続きまして総合教育会議を開催する予定です。

教育総務課は以上です。

○委員長

では、学校教育課、お願いします。

○学校教育課長

では、所管事項の説明をさせていただきます。

2日、月曜日です。校長会議が行われました。

4日、八名小学校にて研究授業を中心とした初任者研修会が行われました。

5日、9日、そして12日、16日、学校訪問が行われました。16日の学校訪問をもって、今年度予定した全ての学校訪問が終わりました。委員の皆様にも大変御協力いただきまして、ありがとうございました。

それから、10日でございます。火曜日、教頭研修会が行われました。内容は、危機管理です。

それから、17日です。火曜日、学校教育支援委員会ということで、主に就学時に対してどのように就学指導を進めていくか、特別支援学級だとか、通常級に行くかというそういった検討がなされました。市内全体としての課題を抱えていることに対しての委員会でありました。

それから、19日は東三の学校保健研究大会が行われました。先ほど、内容については教育長が述べたとおりです。

20日、金曜日です。中学校教育課程編成委員会が行われました。来年度、中学校の教科書も新しいものになりますので、それをどのように活用していくかという観点で委員会がもたれました。

24日、火曜日です。教務校務主任研修会が行われました。オリンピックの7種競技の選手である中田有紀さんに来ていただきまして、その人の競技人生の足跡についてお話をいただき、学びました。

あと、土曜日・日曜日ですけれども、主に学習発表会が行われました。内容については、教育長が先ほど言われたとおりです。

それから来月であります、2日、中学生海外派遣報告会があります。同日ですが、中学生教育講演会が予定されておりますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○委員長

生涯学習課、お願いします。

○生涯学習課長

生涯学習課から、御報告させていただきます。

主なもの、平日ですが、11日、水曜日、社会教育審議会及び公民館運営審議会を開催いたしました。内容としましては、社会教育事業の進捗状況報告で、上半期の実績等を報告させていただきました。

それから、10月の22、23日に開催されました東海北陸地区の社会教育研究大会、ことし愛知大会ということで刈谷市で行われ、委員に出席をいただきまして、5つの分科会に分かれてそれぞれ参加していただきましたので、この会でそれぞれの分科会からの内容等の報告をいただきました。

それから、20日の金曜日、県社会教育委員連絡協議会東三河支部と東三河公民館連合会の合同の研修会が東栄町の花祭会館で開催されました。本市からは、委員さん方約20名、出席をいたしました。研修会の内容といたしまして、研究発表ということで新城の西部公民館の活動の報告、それから東栄町の社会教育委員からの取り組みも報告発表がありました。

土日になりますが、8日の日曜日、市子連・市P連共同開催で、チャレンジまつりが開催されました。今年度の来場者、子供たちにつきましては508名、昨年470名でありましたので30名超の増員があったということです。あいにくの天気になりましたけども、多くの子供たちに楽しんでいただいたということでもあります。

それから、14日の土曜日、地域探訪で「作手の山城と寺院を巡る」と題し、講師に作手の矢頭さんをお願いいたしまして、受講者13名で古宮城、それから甘泉寺、慈昌院、善福寺等を巡ってまいりました。

あと、今後になりますけれども、28日には男の料理教室、それから29日には新城設楽地区子育て支援地域交流会が、東栄町の花祭会館で開催されますけれども、PTAそれから保育園等の関係者、それから家庭教育推進運営協議会のメンバーと出席をいたします。

それから、来月になりますが、平日、22日の火曜日、家庭・地域教育推進協議会を開催いたします。

土日では、子ども体験講座、2講座、それから親子ふれあい教室を2講座開催いたします。親子ふれあい教室の「冬の星空観察会」ですが、まだ締め切り前ではございますけれども、定員の40名を既に超えましたので、募集停止となっております。

以上です。

○生涯学習課参事

図書館から報告させていただきます。

5日、緊急地震速報行動訓練ということで、午前10時から利用者の協力をいただきまして行いました。

12日ですが、三河公立図書館協議会幹事会で、副会長が出席をいたしました。

13日、屋根貸しによる太陽光発電の二次審査に、私が出席しました。

来月ですが、7日に図書館まつりの実行委員会を行う予定です。

それから、12日には、障害を理由とする差別の解消の推進に関する講演会ということで、私が出席する予定です。

以上です。

○委員長

では、文化課、お願いします。

○文化課長

まず、左側の平日ですが、6日に愛知県近代化遺産運用活用事務連絡会が春日井市で開催され、文化財の担当が出席をしております。

同じく6日に、千郷中学校の文化祭に合わせまして、設楽原歴史資料館の出前講座を行いました。

それから、11日には、先ほどありました社会教育審議会、それから名古屋市で、愛知県博物館協会の研修会が開催され、それぞれ出席をしております。

12日、全国史跡整備市町村協議会の臨時大会が東京で開催され、国会議員への陳情などを行っております。

それから、16日の作手小学校・山村交流施設建設工事起工報告会は教育総務課と同じです。

今後の予定となりますが、30日に鳳来寺山石垣保存修理委員会を開催する予定です。

右側の土日、祝日、夜ですが、12日につくでの森の音楽祭実行委員会を開催しております。

14日と28日、こちらは文化協会が主催する初任者入門講座「文化財に親しむ会」に講師として参加をしております。

それから、22日に第28回新城歌舞伎を開催して、491名の方が来場されております。

最後に、29日に、先ほどもありましたが、合併市制10周年記念事業の豊かなる調べ～交響詩「豊川」～コンサートを開催する予定です。

来月の主な行事としましては、5日につくでの森の音楽祭、12日に長篠城址史跡保存館歴史講座、それから文化事業として13日に人形劇、19日に若者の祭典をそれぞれ開催する予定です。

以上です。

○委員長

それでは、鳳来寺山自然科学博物館、お願いします。

○文化課参事

まず、平日から説明いたします。

6日、金曜日ですが、千郷文化講座がありまして、「新城市の秋のきのこ」の講座を担当しております。

10日は、葭が滝調査ということで、教育長にも来ていただきまして滝の調査を行いました。結果としまして、落差3.5メートル、滝幅80メートルというような結果でした。

12日は、東三河ジオパークに関する企画課長会議ということで、内容としましては平成28年度の予算の負担割合及び額についての打ち合わせを行っております。

25日は、東海市のエコスクールのメンバーに対するガイドツアーを行っております。

そして、27日は黄柳川小学校等のガイドツアーを予定しております。

土日祭日につきまして、3日、火曜日ですが、野外学習会で茶臼山まで出かけまして、植物の観察会を行っております。

14日のナイトミュージアムにつきましては、「千の灯火」が雨で中止になったのに伴いまして、中止をいたしました。

15日、野外学習会「奥三河の鉱物採集と地質見学Ⅱ」は、津具方面の信玄坑及び津具金山跡の見学と、鉱物採集等を行っております。

同じく15日から、特別展「足元の自然の魅力再発見」を開催しております。来年2月29日までの期間で行っております。

そして、21日から23日、ミュージアムフェスティバルということで、3日間、秋のもみじまつりに合わせて、博物館でイベントを行いました。期間中、イベント参加者も含めまして1,193名の方が来場されております。

そして、28日ですが、新城設楽生態系ネットワークフォーラムに参加をしております。

その夜ですが、ナイトミュージアム第2回目を行う予定にしております。

29日には、東三河ジオパーク構想シンポジウムを、会場の蒲郡市生命の海科学館で60名の参加者を予定して、開催します。

次に、来月の行事です。1日には、豊橋市の大村小学校の皆さんたちにガイドツアーを行います。

土日祭日につきましては、6日、日曜日に友の会の行事で「冬の秘境探検」、川合にあります幻の百

間滝を探検してまいります。

12日には、しんしろ文化財に親しむ会が博物館に訪れますので、館内の案内をいたします。

13日には、博物館学術委員の全体会議を行いまして、主に来年度の事業について協議をいたします。

以上です。

○委員長

それでは、スポーツ課、お願いします。

○スポーツ課長

平日のほうから説明させていただきます。

10日、火曜日ですけど、愛知県スポーツ推進員常任理事会が開催され、新城市からは2名の理事が参加しております。

小中学校体育主任者会議を開催いたしました。

11日でございます。愛知スポーツコミッション会議、芸文センターで開催され、夏目部長はDOS事業の、主にラリーによる新城市の活性化みたいな形で講演をしております。

誤字でございます、愛知県でございます。愛知県B&G連絡協議会が開催され、出席しております。社会教育審議会が開催されました。

12、13日でございます。第56回全国スポーツ推進員研究大会ということで、愛媛県で開催され、スポーツ推進員5名。この研究大会の内容は、スポーツによる地域の活性というようなテーマがございましたので、職員から2名参加しております。

16日でございますけど、厚生文教委員会、そして校長会議と。

土日祭日でございます。1日、新城ラリー、第2日目ということで開催しました。

14日、土曜日、子どもすぽ一つくらぶ5回目を開催いたしました。

19日、木曜日、スポーツ推進員の総務委員会8回目を開催いたしました。

21日、土曜日と23日、月曜日、市町村対抗駅伝の試走会、21日には壮行会を開催しております。

来月の主な行事としまして、5日の土曜日第10回愛知県市町村対抗駅伝競走大会が開催されます。そちらにチーム新城が参加します。

以上です。

○委員長

どうもありがとうございました。では、御質問等あったらお願いします。

○委員

学校訪問の件ですけど、私は新城小学校と西小学校を見させていただいて、学校の実態がつかめて非常にありがたかったです。それで、そのときに感じたことですが、教育委員の御指導って書いてあって、教育委員の指導が入るのですが、どちらも話をさせていただいたんですが、例えば先生方に対して話をするとき、指導主事の先生から指導がまずありますね。次に、学校教育課長が話をされます。その次に、次第にはないのですが、事務所の所長代理が必ず入っていました。その後に教育委員が入って、最後に教育長が入るということで、指導を5人がするわけですね。

私は、これは蛇足になるなっていうような感じがしまして、教育委員の指導というのは省いていた

だいても、教育長が話をされれば十分ではないかなということを感じましたので、検討していただけたらということで意見を述べさせていただきました。

○委員長

意見ということですが、課長、何かありますか。

○学校教育課長

検討はさせていただきたいと思います。ただ、事務所の所長代理の話は予定されてはなかったんですけど、もともと新城市出身の教員ですので、私は支所長代理さんにも全体に話す場として、経験してもらおうとお願いした経緯がございます。ちょっと多いように感じられたかもしれません。申しわけありませんでした。また今後調整していきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○委員長

また、来年度からは新教育長制度になるものですから、そこら辺もあわせて考えていくといいかもしれないですね。

○委員

そうですね。

○委員

今の御意見に関してですが、私もお話ししたときに、こんなことをこの場でお話していいのかしらなんて思うときもあるんですね。ですから、そこでもんでいただければと思います。

○委員長

今のことについての御意見ですね。

○委員

はい、そうです。

○委員長

あと、質問等はありますか。

○委員

11月のことじゃなくてもいいですよ。10月の10周年の記念式典のときにも、どなたか階段でけがをされましたか。前々から、時々申し上げているんですけども、やっぱりあの階段、非常に危ないなど。

○委員長

階段ではないですね。

○教育長

指揮台から落ちたという。

○委員

指揮台から落ちたんですか。ちょっと私が間違っただけか聞いてしまったのかもしれないですけども、あの階段、何とかしてくれって話を市民の方、関係した方から言われまして、それとけがをしたというのかぶせて言われただけかもしれないですけども、そんなふうなことを聞きました。

もちろん、いろんな方法があつて違うところからのぼる方法があるとかということもあるかと思うんですけども、やっぱり若い人が使っても非常に危ないんですよ。成人式のときなんかは、着物を

着て、草履もはきなれない、着物も着なれない新成人の方があの階段をのぼって上に上がらなければならぬと。ちょっと気になるなという人もいます。

階段をステージから90度が上がっていくので、どうしてもこのカントがとれないんですけども、あれをステージに対して並行に上がっていくようにすれば緩やかな階段を設けることができますし、特に高齢の方がのぼらなければいけないということであれば、手すりをつけられるような形で、階段をつくるだけだったらそんなにとんでもないお金がかかるわけではないと思うものですから、ちょっと考えていただけるといいのかなと感じます。

済みません、ちょっと私が聞いた話が正確ではなかったみたいで大変申しわけありません。

○委員長

何か、課長からありますか、今のことで。

○文化課長

階段の件につきましては、検討させていただいて、対応できる部分は対応したいと思っております。それで、正確には指揮者台から落ちたのではなくて、指揮者の方が指揮者台からおりて、その後、そのステージから落ちてしまったということです。その本人の方も、私の不注意だったというようなことは言っておられ、そういう形の事故でありました。

○委員

わかりました。階段は関係なかったんですね。

○文化課長

階段とは関係のない事故です。

○委員

今のお話に関して、昔から階段が急って言われて、例えば一番前の前列のいすをとってしまって、首がこういうふうになりますよね。とってしまって、委員が言われたように横から上がっていくということは無理なんですかね。

○文化課長

そうですね、大ホールの場合は、オーケストラピットがあって、前の何列かのいすを取り外すことができるのですが、やる行事によってそういう形をとってやることも考えられますが、通常ですとオーケストラピットを出す時に、いすを取り外してオーケストラピットをつくるというような方法でやっておりますので、常時そういう形にすると観客席が少なくなってしまうということもありますので、その辺はその行事に合わせてやった方がいいのではないかと思います。

○委員長

そういう要望ということで、危険防止のためにも考えていただきたいと、そういうことですのでお願いします。

あとは、いいですかね。

日程第3 協議・報告事項に

○委員長

では、日程第3、協議・報告事項に入ります。

11月臨時議会及び12月定例市議会について、部長、お願いします。

○教育部長

まず、11月の臨時議会でありますけども、2年に一度必ずこの時期に臨時議会が開かれます。これは、議会の正副議長をはじめ、議員の役割を決めるという議会でありました。それで、臨時議会が開かれるものですから、市のほうからも議案を出して審議をしていただいております。

その中で、教育委員会に関係するものとして2件ございました。1件は、鳳来北西部地区、今度学校統合が進みますが、鳳来寺小学校に統合されるということでスクールバスが3台導入されます。それと、八名小学校のほうの登校にスクールバスが必要であるという判断をいたしまして、計4台のスクールバスを購入するという議案を出しております。これは、可決されております。

それから、もう一つ、川口委員が今月の28日で任期満了となりますので、次期教育委員の選任を議題として上げております。川口委員に引き続き担っていただくという議案を上げまして、議会の同意を得たところでございます。

その2件がありました。

次に、12月定例市議会であります。11月27日、今週の金曜日、明日ですけども、招集されます。会期といたしましては、12月4日から18日まで15日間で行われます。12月4日が本会議第1日、12月10日と11日が本会議第2日目、3日目で、一般質問が行われます。12月14日、本会議第4日、明る日15日厚生文教委員会、そのまた明る日16日が予算決算委員会で、補正予算が審議されます。で、18日が本会議第5日、最終日というような日程で行われます。

それで、現段階で予定されております付議される案件でございますけども、専決処分報告の案件が1件、条例案件が10件、予算案件が10件、財産譲渡案件が12件、公の施設の指定管理者の指定案件が2件で、合計35案件が予定されております。

教育委員会に関係をする議案でございますが、全部で四つございます。一つ目といたしましては、新城市立学校設置条例の一部改正、これは鳳来北西部地区の学校統合に伴う条例改正でありまして、連谷、海老、鳳来西小学校の3校を条例の中から削除するという改正であります。

それから、二つ目といたしまして、新城市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正であります。石田、大宮、須長、出沢、市川の5つの公民館が、地元との譲渡の協議が整いましたので、条例から削除するというものでございます。

それから、三つ目といたしまして、一般会計補正予算であります。全体といたしましては、1,068万4,000円の増額であります。補正予算、最近では億単位の補正額が計上されておりますけれども、今回は比較的規模が小さいというものであります。主な内容といたしましては、公共施設の補修、地域自治区予算の組み替え、それから人事異動に伴う人件費の調整などが主なものでありまして、教育委員会関連では、ハートフルスタッフの経費を増額しております。それから、毎回補正ごとに上がってきておりますが、小中学校の施設設備の営繕・修繕であります。

それから、ちょっと特色のあるものとしていたしましては、鳳来寺小学校統合に伴う校歌作成に対する補助、それから校旗等の購入経費を盛り込んでおります。それと、東郷中学校の給食室の空調設備の設置、それと同じく東郷中学校でのプールの改修を盛り込んでおります。それから、社会教育分野では青年の家、それから大野にあります鳳来中央集会所の改修を予定しております。

以上が主なものでございます。

4点目といたしまして、新城地域文化広場の指定管理者の指定であります。先般、業者からのプレ

ゼンテーションを受けまして、業者を選定しました。東京に本社があります株式会社ケイミックスというところが指定をされまして、今回議会で承認を得ようということで提案をしておるものであります。

それで、現在の指定管理者から変わるわけでありまして、現在は来年の3月末で期間が切れまします。3年間の指定管理期間でありましたが、今回は5年間ということで平成28年4月から平成33年3月31日までという指定管理期間になります。

私からは以上であります。

○委員長

何か御質問ありますか。

では、(2) 財産の取得について、教育総務課、お願いします。

○教育総務課長

ただいま、部長からも説明がありましたが、11月13日に開催されました臨時市議会に、財産の取得について議案を上程しました。資料4ページになりますが、この議案は、平成28年度から鳳来寺小学校及び八名小学校において、スクールバスを運行するためにマイクロバス等の車両を4台購入することに対する議決を得るために提出したものです。

本来でありますと、先に教育委員会で報告させていただくというものであります。今回購入決定から議決をいただくまでの期間が大変短くて、先月お出しすることができなかつたため、事後になりますが、今回報告ということでお願いしたいと思っております。

購入に至った経緯につきましては、鳳来寺小学校は学校統合による導入であることは既に皆さんにはお伝えしてあるとおりでございます。

それから、八名小学校に1台、マイクロバスを導入するわけですが、これは去る9月30日に、八名区長会長及び八名小学校PTA会長から通学に関する要望書が提出されました。教育委員会あてと市長あてに提出されておりますが、八名小学校ではSバス中宇利線を使用して通学する児童がおり、平成28年度に入学する一部地域の児童が例年に比べて多いということがありました。それで、その一部の区間においてバスの乗車定員である大人60名という定員があるんですが、それを上回る71名が乗車するということが判明したために、バスの増便の要望を受けたという内容です。

これを受けまして、Sバスの担当部署であります行政課に、何とか増便を運行していただくようお願いできないかということをお願いしまして、運行委託をしております豊鉄バスに増便の対応が可能かどうかという問い合わせをしていただいたわけですが、豊鉄バスは現状では車両や運転手の余裕がなくて対応できないという回答をいただきました。それらを新たに工面するとなりますと、市が負担する委託料としてかなり多大な負担増加が求められるということがわかりましたので、そういったことであれば市でスクールバスを購入して運行することにしようということを決めたというのが、八名小学校の経緯であります。

購入の概要につきましては、鳳来寺小学校へは29人乗りのマイクロバス2台、14人乗りのワゴン車1台の計3台を導入、それから八名小学校はマイクロバス29人乗りを1台の導入になります。

4台合わせました取得金額が、こちらに書いてありますとおり21,146,247円で、契約の相手方は長坂自動車興業株式会社となっております。納入の予定につきましては、来年の3月下旬の予定であります。

説明は以上です。

○委員長

御質問、ありますか。

○委員

今のスクールバス、八名小ですが、運転手もやっぱり募集されるということによろしいですか。

○教育総務課長

運転手については、必要な時間だけ委託をかけることを考えております。

○委員長

よろしいですか。

○委員

はい。

○委員

八名小の件ですが、地元、それからPTAからの要望という経緯はよく承知しております。適切な対応をしていただいております。ありがとうございました。以上です。

○委員

鳳来北西部の小学校の統合ということで、車両が入ることなんですけども、同じ条件で非常に困っているのは鳳来中学です。それで、中学生なので、小学生と比べれば体力もありますが、非常に新城の中で一番通学が大変な地域と言われて久しいと思われま。

この辺のところ、うまく利用して相乗りができないのかと考えたこともあるんですけども、公共交通のほうの動きというのも鳳来地域でどんなふうに変ってきているのかということは非常に気になってまいるので、その辺のことを御報告いただければ。どういう形で解消を考えてくださっているのかということをお教えいただければありがたいと思います。お願いいたします。

○教育総務課長

中学校については、特に具体的な解決策という話には至っていませんが、委員がおっしゃるとおり特に鳳来北西部地区のバス通学の方は乗りかえ、乗りかえで来ているケースとか、時間がかかるというような現状があります。一義的にはSバスの運用を中心には考えるんですが、今後どういうふうにしていくのがいいのかということをお話ししたいと思っております。Sバス担当の行政課とも話をしていきたいと思っておりますが、今、具体的な話はお答えできる状況ではありません。

○委員長

よろしいですか。

では、(3)のほう、教育総務課、お願いします。

○教育総務課長

それでは、資料の5ページになりますが、就学援助制度の見直しについて御説明したいと思います。

ことしの3月に、一度就学援助制度の見直しにつきましては情報提供という形で資料を出させていただいておりますが、そのときは現状の説明のみで、平成27年度中に改正をして、平成28年度から適用していきたいというようなお話をさせていただいたかと思っております。

今回、改正案を策定させていただきましたのでご協議いただければと思います。

就学援助制度は、御存じのとおり経済的理由によりまして就学困難とされる児童生徒の保護者に対

しまして、金銭的に援助するという目的で実施されております。本市の認定基準が他の市町村と比較し、高めに設定されておまして、今回の改正によりまして他の市町村並みの認定基準というように引き下げをしようというものであります。

5 ページの1の概要のところにも認定要件が8件書いてありますが、この8件のいずれかに該当し、教育委員会が困窮者と認めた場合に認定されることとなっております。要件のうち(8)のその他特に経済的困窮者として区分される要件で、生活保護基準の1.5倍までとしている部分を1.3倍に引き下げようという考えです。

2の現状という項目のところにもありますように、現在の認定基準が標準的な所得があると推測される家庭でも認定基準に当てはまってしまうという状況です。夫婦と子供2人の世帯で算定すると、現状では年間で354万3,000円の所得以下の方が該当してしまいます。仮にモデルケースとして、市職員の給与で計算してみますと、夫婦と子供2人がいる家庭では37歳の職員でも年収が約345万3,840円となりますので、認定されてしまうというような状況です。

職員でも多くの者が申請すれば認定されてしまうという状況がいかなものかということもありまして、この基準を引き下げて1.3倍に改正いたしますと、先ほど345万3,000円と言いましたが、そこが283万円という基準になってきます。

6ページの要項細則をごらんください。第2条に認定方法を記載しておりますが、現在は倍率の規定がはっきりと書かれていない状態です。次のページの新旧対照表で見いただきますと、それがわかると思いますが、旧のほうでは倍率が出ておりません。それで、新しく1.3倍という記載を明記しようというものです。

その次のページ、8ページの上の表を見させていただきますと、この改正で影響を受ける方の人数になりますが、今年度の認定者で見えております。全体で328人の認定をしておまして、真ん中あたりに、1.3が今回決めようとしているところですので、1.3から1.4以下という6人のところと、1.4から1.5以下という10人を合わせまして16人が対象外ということになるという状況になります。

県下の市の状況を見るのが下の表になりますが、一番倍率として高い区分が1.5倍というところになってきますが、そこに3市と書いてあります。このうちの一つが新城市ということになります。

その次のページからは、市ごとの状況の調査結果が掲載されておまして、参考に見いただければと思いますが、その倍率の部分を集計したのが今ごらんいただいていた表ということになります。

それから、その市ごとの調査結果につきましては、次に説明する給食費の補助状況についても、同じく別項目で記載がされています。

基準の改正に合わせて、支給額の改正も行いたいと思います。援助費目のうち、学校給食費について要項に定めはありませんが、これまで運用上給食費の8割を支給ということでした。これを全額支給ということに改めたいと思います。

小学校では、年間にこれまで3万7,240円を給食費として支給していましたが、それが4万6,930円になります。中学校では、これまで4万2,864円でしたが、新しい基準では5万3,770円に増額という形になります。なお、修学旅行費については、国から特別支援に対する補助金として交付される金額を基にしており、改正の通知がありまして、平成27年度において単価を増額しているため、小学校では2万880円が2万1,190円、中学校では5万6,370円が5万7,

290円に増額となります。

認定基準の改正によりまして、対象者が減りますけれども、全体で金額としては122万3,424円が減少します。ただ、先ほどの給食費の支給額の改正をしますので、給食費、それから修学旅行費の単価が上がっていますので、それらの増額で全体では159万9,394円の増加となる見込みです。これはあくまでも今年度の人数でということです。

今回の改正では、認定基準を引き下げて、支給額を上げるということになりまして、本来支援を必要とされている困窮家庭の保護者の方には補助を厚くするという内容になっております。

説明は以上です。

○委員長

御質問、あったらお願いします。

1点いいですか。5ページの1番の概要の5行目に、生活保護法に規定する要保護者、次のいずれかに該当し、かつ、要保護者に準ずる程度困窮していると教育委員会が認めたものということで、だから8番、その他特に経済的困窮者であっても、教育委員会が認めなければ当てはまらないとそういうことですよ。

○教育総務課長

そういうことです。

○委員長

だから、先ほどの市の職員の方でもこの1.5以内に入ってしまうんじゃないかといっても、この条項があるから、別に困窮してないよというふうになれば、そういうことですよ。

○教育総務課長

そういうことです。ただ、ここに書いてあります倍率で一応基準で判断していますので、そこに当てはまる方は申請されると認定されてしまうということになります。

○委員長

結局、ここに書いてあっても申請すれば認定せざるを得ないと、そういうことであつたというわけだね。

○教育総務課長

そうですね

○委員長

なるほど。だから、1.3にしたいと。

皆さん、御意見、どうですか。

○委員

前にもお伺いしたと思いますが、愛知県の中で一番手当が厚いというか、倍率を1.5倍にし、その基準をずっと保ってきたというのは、それなりに理由があるんじゃないかなと思うんですけど、どうなんでしょうかね。

○委員長

課長。

○教育総務課長

この倍率を当初決めるときに、私もちょっと詳しくわからないんですが、大分前の話になるんです

けれども、どこまでの倍率、どの倍率を採用するかというのが問題になるところで、そのときに1.2、1.3とか、1.5というところが計算の区分けみたいなものにどうも使われており、余り根拠がないんですけれども、どの倍率をとるのかというのが各市町村によって対応が分かれたという経緯があります。それで、特に国や県から何倍に下さいとか、指導がないためにばらばらになってしまったというようなことであり、新城市が一番高いところをとってしまいました。その後特に見直しをせずに今まで来ていたというそんな経緯です。

○教育部長

ちょっと補足します。

この就学援助制度というのは、昔は国の補助金がついておった制度だったんです。今の新城市のやり方は、当時の国の補助制度、これが支給基準というのがありまして、それをずーっと今まで続けてきているという状態です。ですので、1.5倍というのは当時、要保護というのは生活保護対象者ですのいい。それをベースにして、じゃあそれに準ずる生活困窮世帯というのは一体どの程度のものなのかっていうのを国が一応考えを示したんです。それが、生活保護の基準の1.5倍というのを当時文部省が示したんです。

それで、国の補助制度があったときはそれでよかったんですけども、補助制度がなくなりました。そうすると、独自でこの制度をつくって支給しないといけないというような状況になったときに、当時新城市の担当部局でどういうふうな検討がされたとかいうのは一切わからないんですけども、とりあえず従来型の国の制度と同じような形で継続をしましょうということで来たと思います。その後、見直しをせずにずーっと今までできておって、実態が今課長が説明したような状況になっておると。

見直しの一つの中に、この給食費の補助割合が、いわゆる実費の8割支給というのがあるんですね。なぜ全額出なくて8割なんだろうっていうのは、いろいろ調べてみたんですけどもちょっと理由がつかめないので、理由がつかめないということはどういうことかということ、なぜ8割なんですか、10割じゃないんですかって問われたときに説明がつかないんですね。ですので、実際に幾らかかるからその満額、実費を生活困窮世帯には支給をしても別に問題はないんじゃないのかな。むしろ、そのほうが理由がしっかりつく、説明がつくということで、今回このような改正を考えてみたということなんです。

○委員

ありがとうございました。先ほどの説明で、市職員に当てはめた場合で、354万円の年収といたら、月に大体30万円ぐらいになるわけですので、月30万円近くある家庭で経済的困窮者に当たるとは、とても思えないので改正はやむを得ないなという感じがします。

ただ、外れる世帯が10世帯、16人の児童生徒が今回あるわけですね。そここのところの説明と、今までもらっていた世帯に支給されない、該当しないということになると思うので、そこは丁寧に説明する必要があるということだと思います。

○教育総務課長

今回の改正によって適用されなくなってしまうという方については、この就学援助については毎年申請を出していただき、その都度計算をして認定するかしないかという回答をしております。そのときに、昨年度とは基準がこういうふうになりましたので、今度は該当しませんという説明をさせていただきます、丁寧に対応をさせていただきますと思います。

○委員

そうですね。よろしくお願いします。

○委員長

あと、どうでしょう。いいですか。

14ページの支給額改正による増額というのは、要するにこれだけ必要だよ、今までよりもこれだけ増えるよとそういうことですよ。

○教育総務課長

そうです。

○委員長

そうすると、わかりやすく言えば、より恵まれない家庭に手厚くすると。簡単に言うとそういうことですよ。その結果が、これだけ余計に市としてのお金がかかるよと、そういうことですよ。

○教育総務課長

はい。

○委員長

若干、今委員が言われたことがひっかかっているんだけど、教育委員会がやはりしっかり面談をしてもらって、十分このところは支給しなくてもやっていけるというそういう判断ならもちろんこの新しい制度でいいんだけど、やっぱりその家庭にはその家庭の事情とかいろいろあると思うものですから、やっぱり面談をしっかりしてもらって、それで判断していただくのがいいかな。ただ、今までこうだったのにこうなったからこうだよっていうのではなくて、やはり事情を十分把握してもらって判断していただくということが大事かなということを思いますので、よろしくお願いしますなと思います。

何かありますか。

○委員

例えば、大学に進学するときに奨学資金をいただいている、途中で打ち切りになった場合、困っている人もいると思うんですが。素人考えなんですけど、既に就学している人は義務教育の修了までこのままいただけると。新規の人に関してはこういう基準にいたしますってということではダメなんじゃないかな。

○教育総務課長

今でも、あくまでもこれは申請主義でやっております、毎年申請を出していただくということで、申請期間が一定期間毎年設けてあるんですが、申請が遅れると、手続が間に合わない場合は、その間支給が止まってしまうという仕組みになっています。

ですから、今の仕組みですと一旦申請すれば卒業するまでずっと支給しますよということにはなっておりません。というのは、年によって所得も変わりますので、そういった状況も毎年確認させていただくということが基本となっておりますので、あくまでも毎年確認の上で認定するかしないかということですよ。

○委員

難しいですね。

○委員

要件が変わってしまうと、その生計がかわるかなというそういう意味合いですよ、委員が言われるのは。

○委員

毎年申請はするんだけど、やっぱり受けとる側としては、一度いただけると、基準額まで行ってない、この状態なら恐らく義務教育修了まではいただけるだろうと、親としてはもらえることを見込むわけですよ。ですから毎年申請をしていくんだけど、突然それが下げられたということによってびっくりするということになる。

○委員長

そこのところですよ。

○教育総務課長

その辺についても、今回の改正のことをよく説明させていただいて対応したいとは思っておりますので、該当になってしまう方には申しわけないと思いますが、特に経過措置は設ける予定はないです。

○委員長

2年後に実施するとか、そういうことはないんだね。もう来年度からそれを実施すると、そういうことですね。

○教育総務課長

はい。

○委員

ちょっと気になったのは、さっき委員長が言われた件なんですけども、しっかり面談をしてということだったんですが、面談をした上で、やっぱりこれは基準をもう満たしてない状況であっても、助成が必要だと判断された場合は助成を継続するということは可能なんですか。

○教育総務課長

はい。認定するときに、その方の所得はもちろん見るんですが、扶養されている家族の状況ですとか、生活状況を見ますので、そういった部分で該当してくるというふうに判断すれば認定されるということはあるので、一応の目安として今回この倍率1.5倍というのを1.3倍に下げるということをさせていただくものです。

○教育部長

委員長が言われた面談というのも、確かにいわゆるほんとに実効性のある面談ができるかということ、恐らく難しいと思います。これは、私も昔福祉に在籍しておるときに、直接担当ではなかったんですけども生活保護の担当の仕事を見てきております。それで、要はその人の暮らし方というか、生活の仕方というものでケースワーカーはいろいろ指導しながらやっておりますので、勢いそういったところまで踏み込むという話になると、とても教育委員会では担い切れる話ではなくなってしまいますので、根本的に普通の生活ができない状況の家庭であれば、これは生活困窮世帯として認めて、下支えしてあげなければいけないと思います。

この1.5倍という現状の基準というものは、ほんとに困る家庭なのかどうなのかということを見たときに、夫婦2人と子供さん2人のいわゆる市役所の職員でも該当してきてしまうとなると、実態としてそんなに困る状況ではない、普通に生活しておれば。それで、もしも困るとすれば、例えばですけども、よっぽど何かで浪費をしているだとか何とかだという実態がなければ、恐らく支援をし

なくても大丈夫な世帯であろうという判断をしておるわけですね。

市の職員が、ほんとに結婚してすぐくらいに子供ができたくらいの職員を見ておっても、生活に困っているなという感じは全くありませんのでね。普通の生活をしている。ですので、面談をするということは、じゃあ例えば、そこそこの収入があっても、ものすごく何かで浪費してしまっているというところまで面談をしてそれがわかった暁には、それを指導していくなんでいうところまではちょっと踏み込めませんので、もうそれは何て言ったらいいんでしょう。

○委員

福祉の範疇ですよ。

○教育部長

そうですね、ええ。そういうような受けとめ方をしておるんですね。要保護世帯というのがあるものですから、これは生活保護という制度でしっかり支えられてきた。そこには至らないんだけど、やっぱり困窮世帯なんだろうというふうにみなす基準をどこに持っていくのかというところがありますので。

○委員長

今、ざっと各市の様子を見ると、長久手市なんかはおもしろくて、面談し生活状況を聞き取りの上教育委員会で判断って書いてあるだけで、あと何も書いてないんだけどそういうところもあるし、いろいろだと思うんですけど、私、今部長の言われた1.5というのを1.3にするというのはそれはもういいと思うんですよ。今までの御説明で十分よくわかりましたが、ただ委員が言われたこともなるほどなということを感じておって、新たに就学するについてはそういう基準で網をかけていけば十分いいんだけど、今までそういうことで受給できていたところが、それで納得できるのかなというその辺が若干ひっかかるということだけですけどね。その方たちが、わかりました、来年からはそれで結構ですよと言ってくれば、それはそれで全然問題ないことなんですがね。それがちょっとひっかかる、ということですよ。

○教育長

周知期間が要るかどうかということなんだよね。あるいは移行措置期間が。そこらあたりの判断だね。

実質収入は、これより1割ぐらい少ないってことか。

○教育部長

これ所得ですので、収入額ではありませんのでいろんな控除をした後の額がまず、今言った標準的なモデルで300何万円ということですね。

○教育長

じゃあ、やっぱり高いよね。

○教育部長

収入そのものについては、もうちょっとありますね。

○委員

ほんとに、夫婦2人と子供2人で今の金額というのだったならば、ほんとにそれだとしたら、もらっていること自体がちょっとちょっとという状況なので、そこがなくなったのですごく困りますって言われたとしても、いやあなた困ってないでしょっていう理屈があることもこれで通るような気がす

るんですよ。

それで、ただちょっと心配だなんて思ったのは、身内の借金を払っていかねばいけないだったりとか、そのほかいろんな事情があったりする方ってみえますよね。そういう人たちがこの制度を利用していたというふうなときに、それを救済するというか、要保護家庭とかっていうふうに調べるケースというのは、それを勘案した上で、セーフティーネットが機能しているのかどうかってというのが気になるなと思って。そうでなければ、それはちょっと私の勝手な考え方かもしれないですけども、そうでなければそれだけの収入で、そういう状況でこういうのを申請するのかなって、ほんとと思いませんか、どうですかね。

○教育長

ここ3年の支給人数ってというのは大分増えているのかなあ。わかる、今そこで。

○教育総務課長

ちょっと具体的にはわからないんですが、やはり少しずつは増えてきていますが。

○教育長

増えているよね。

○教育総務課長

1.0以下の部分で増えるのが多いですね。

○委員

それじゃ、1.5から1.3の間ではそんな増えてないよってということなんですよ。

○委員

母子家庭、ひとり親のケースがかなり今あるんですが、そういう家庭はどうなんでしょう、大体該当するようには。

○教育部長

母子家庭だと、多分多くの場合は7番の児童扶養手当の支給という、そこらのほうで拾われるケースが多いですね。

○教育総務課長

そうですね。

○教育部長

児童扶養手当というのは国の制度ですので、ここで認定されればもう即そのまま支給対象になります。1.5倍だとか関係なく、はい。

○委員

それならいいね。高浜市なんか、ひとり親世帯が1.5倍以下で2人親世帯が1.0になっておったものですから。そういう世帯は増えているんだなって思ったものですから。

○教育部長

それぞれですね、これは、いろんな基準があるなと思いますけどね。

○委員長

日進市とあま市が1.5でしたね、今調べたら。新城市とね。

○教育長

豊田でも1.3なんだね。

○委員

私は、1. 3にすること自体は全く。

○委員長

多分皆さん、そうだと思いますよ。

○委員

そうですね。

○委員長

はい。1. 3はいいんだけど、経過措置をどうするかということですね。

○委員

やっぱり、ほんとにケース・バイ・ケースなものですから、家庭の事情によってまた変わるので、やっぱりみんなというか、ただ数字だけじゃなくてその辺のところも必要かなと思います。納得いく説明で、了解してもらおうというふうにしないと、というところだけです。数字は問題ないと思います。

○委員長

課長、1. 3については教育委員の皆さんね、問題ないということなんですけど。

○教育総務課長

はい。運用の仕方ですね。

○委員長

そうですね。

○教育長

これで学校給食費の滞納はなくなるかね、当該家庭において。

○教育部長

学校給食費の滞納については、この就学援助を支給されている方は大丈夫なんです。それ以外のほうで滞納があると。ですので、非常に所得があるにもかかわらず払っていただけないというのがずっと残ってしまいます。

○教育長

この対象者は、滞納ないわけね。

○教育部長

ええ。むしろ滞納が発生しますと、こういった制度がありますからどうですかという御案内をします。それで、これの支給対象に、例えばなるとすると、給食費についてはこちらから支給しておるものですから、その分を。

○教育総務課長

了解がとれた方のみそういうふうにしています。

○教育長

それでも、いわゆる名目として学校給食費全額を補助することなので、認定するときには学校へ納めてくださいという、それはもう言うてお願いしていいんじゃない。

○教育総務課長

そうですね。

○教育長

そういう名目だもの、そのためにする、納めないというんだったらやらないということになるんじゃないの。

○教育総務課長

そうですね。

○教育長

内実が変わってしまうもので。

○教育総務課長

他の市町村を見ていただくと、現物支給というところが何か所かあるんですけども、そういったところはそういう方式をとられていると思いますので。

○教育長

現物支給にしたほうがよくはないか。つまり、これからも滞納がふえる傾向にあるわけだし、新城市はそれぞれ単独の会計をやっているわけだから、学校ごとの。現物支給にしないと、学校がかぶるものね。市で全部会計扱いすればいいんだけど、そうではないものね。今後の給食の形態を見ていても、市全体で扱うってことないでしょ、恐らく。

○教育部長

現物支給は、何もなしでストレートにはできないんです。これは、扶助費ですので、支払い先はあくまでもその対象者に支給をしなければいけないんです。ですので、それは対象者に了解を得て、一部給食費についてはこっちへ支払ってくださいというような形で了解がとればそれは可能ですけども。ですので、現物支給をやっておるところは、恐らくそういった中での仕組みを、多分築いています。何もなしでは扶助費っていうのはよそへ持っていけないんです。

ですので、よく生活保護費の横取りみたいなものがありますね。その対象者を集めて、何らかの形で保護費は全部行政からもらって渡さないというような事件がありますけども、あれその対象者から、代理というか委任とかそういったものを受けて取るようにしていますね。

○委員

でも、その扶助費預かりしないとか、今言われたセオリーにしないために現物支給というそういう新しい枠をつくっちゃっているということなんじゃないんですか。

○教育部長

制度をそういうふうにつくればできます。

○委員

つくってしまっているというね。きっとそれゆえのそういう表現なような気がするんですけど。

○教育長

北名古屋でも、愛西でも、豊明でも、日進でも、全部そうしているね、やっぱり対策として。

○委員

差し押さえたみたいにして言われるよりは、現物支給の制度にしちゃったほうが。通りがいいような気もするんですけどね。

○教育長

知多でも、大府でも。豊橋でもそうなんだよね。

○教育部長

ちょっと扶助費という制度の大もとかかわってきますので、一度その辺は調べます。

○委員

とりあえず、今のところ給食の滞納とこの制度自体は、あんまり相関性はないけれども、同じ制度としては今後拡大していくこういう状況に対する1つの手だてとして、きちんとその辺を整理しておいたほうがいいですね。学校の負担が軽減できるよというように。

○教育長

豊橋市が、給食費現物支給で、扶助費は1.3倍以下の世帯となっているよね。だから、豊橋の仕組みがどういう仕組みでやっているかっていうのは参考になるんじゃないのかな。岡崎でも一緒だよ

ね。

○委員長

ちょっと調べてもらって。

○教育総務課長

はい。

○委員長

じゃあ、次の部分もあるので、一応こんなところでいいですか。

これって、挙手必要ですか。

○教育総務課長

いえ、特には。

○委員長

では、次へ進みます。(4) 学校教育課、お願いします。

○学校教育課長

内容については、先ほど述べさせていただいたとおりです。

ただ、1点訂正をお願いいたします。先ほど、豊川市との交流が3年と申し上げましたが、2年でありました。申し訳ありませんでした。

それから、来年度も同じような形で交流をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

○委員長

相手校というか、豊川市は何校発表するんですか。

○学校教育課長

4校です。

○委員長

こちらが3校ですね。

○学校教育課長

はい、ことしは3校でしたけども、来年は4校になります。

○委員長

そうですか。

○学校教育課長

はい。

○委員長

今の件についてはいいですかね。

では、(5)文化課、お願いします。

○文化課長

先ほど、部長からも報告がありましたが、12月議会へ上程する新城地域文化広場の指定管理者の指定について報告させていただきます。

新城地域文化広場につきましては、現在、シダックス大新東ヒューマンサービス、それからNTTファシリティーズ共同事業体が、平成25年4月1日から指定管理者として施設の維持管理を行っておりますが、平成28年3月31日で指定管理期間が終了するため、平成28年4月以降の指定管理者の指定にあたり、「地方自治法第244条の2第6項」の規定により議会の議決をお願いするものであります。

今回の指定管理者の募集につきましては、3社の応募があり、指定管理者選定審議会においてプレゼンテーション、それからヒアリング等を行い、11月4日に優先交渉権者の選定の答申を受けております。指定管理者につきましては、15ページにありますように、株式会社ケイミックスで、指定管理期間につきましては、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間で予定しております。

以上です。

○委員長

何か御質問、ありますか。

次へ進みます。(6)スポーツ課、お願いします。

○スポーツ課長

それでは、第10回愛知県市町村対抗駅伝競走大会について、御報告いたします。

16ページの大会概要をごらんください。

名称は愛知万博メモリアル第10回愛知県市町村対抗駅伝競走大会ということで、これは2005年に開催されました万博を記念してことしで10回目となりました。

趣旨、主催、共催、後援等につきましては、大会要項のほうに書いてございますのでごらんいただければと思っております。

期日は12月の5日、土曜日、12時35分スタートとなっております。参加チームでございますけど、54チーム、市の部が38チーム、町村の部が16チームということになっております。区間が9区間ございまして、小学生から一般男子までございます。

18ページをごらんいただきたいと思えます。

先ほど申し上げましたように、21日と23日に現地の下見会、そして壮行会を開催しております。こちらのほうに、下段見ていきますと、テレビ放映ということで12月の5日、11時25分から11時40分、また12時から12時5分、そして12時5分から14時25分には、レースの生中継という形で放送されます。

1枚、はねていただきますと、20ページにはちょっとわかりにくいかもしれませんが、スタートからゴールまで、区間をそれぞれあらわしておりまして、中に中って書いてあるのが中継地点とな

ります。

21ページをごらんいただきたいと思います。

こちらのほうに、監督・コーチ、そして選手の名前を記述してございます。選手につきましては、現段階での正副という格好で記述してございますけど、12月3日に監督会議がございましてその3日の日が最終のエントリーという格好になります。ですから、一応正副とは書いてございますけど、当日まで、ちょっと調子によっては入れかわるということもございます。

新城市では、応援バスを用意してございます。応援バスの時間でございますけど、5日の土曜日、午前9時から市役所の砂利駐車場を出発いたします。委員の中で、もしテレビ中継だけでは物足りないと言われる方がおられましたら、砂利駐に9時に来ていただければバスに乗れます。ただし、事前に予約だけをお願いしたいと思います。

○教育長

私は自家用車で行くので、また駐車券をお願いします。

○スポーツ課長

はい。

○委員長

では、(7)も続けてお願いします。

○スポーツ課長

スポーツツーリズムの総合推進体制についてということで、御報告いたします。

先月の教育委員会会議でスポーツツーリズムの総合推進体制についての庁内の検討については、経過をお話しさせていただきました。最終案について、御報告いたします。

現在スポーツ課が所管しております事業所事業は、市民スポーツ振興部門から分離し、来年度から産業立地部改め産業振興部に移管されることになりました。ここに至るまでは、職員によるワークショップや関係部長等による議論を重ねまして、企画系・産業振興系・市民協働系に持っていくかなどを、どこに主眼を置くかにより検討しました。

その結果、スポーツツーリズム自体の本来の目的は、スポーツイベントの開催や合宿等の誘致を進めることにより、交流人口をふやし、地域活性につなげるものであること。つまり、端的に言えば、スポーツイベントをきっかけとし、地域がもうかる仕組みを構築していくことにあることから、観光は無論のこと、農業や商工との連携が大切なものであり、産業振興部に移管することがよいのではないかと結論がなされました。

ただ、昨年の検討会でも危惧されたように、観光課とDOS担当、現在のスポーツ課なんですけど、担当課が同じ部になると1年を通してイベントがあり、部内での応援ができかねず、難しいのではないかと懸念もあります。今後は、全庁の応援体制のあり方も引き続き検討してまいりたいと思います。

現在は、仮称スポーツツーリズム推進課としてありますが、来年度はDOS事業だけでなく、スポーツイベントの開催を起点とし、観光名所にとどまらず新城市の自然や文化への誘導を進めていきたいと考えています。例でいいますと、トレッキングとジオパークのコラボ、または自転車ツーリングと文化財のコラボ、いろんなツーリングの発展が想定されます。引き続き教育部との連携が大変重要であると考えます。

今後の予定ですが、11月25日の市政経営会議で他の機構改革分も合わせて検討されました。11月30日の総合教育会議において、最終協議をいただき、12月議会において機構担当セクションの行政課から新城市事務分掌条例の一部改正の上程を予定しております。

以上でございます。

○委員長

何か質問ありますか。いいですね。

○委員

はい。

○教育部長

今もありましたように、30日の総合教育会議で一つの議題として今の件は上がりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○委員長

要するに、参事の部局が今説明されたところへ入っていくと、そういうことですね。

○スポーツ課長

はい。

○委員長

ありがとうございました。

日程第4 その他

○委員長

では、日程第4、その他に入ります。

(1)、文化課、お願いします。

○文化課長

資料の後ろから2枚目にチラシを付けさせていただいております。

「若者の祭典 in 新城」ということで、12月19日土曜日、午後1時から文化会館小ホールで開催をいたします。昨年度までは高校生の祭典ということで開催しておりましたが、本年度は高校生に限らず若者ということで中学生から社会人まで、また年齢に関係なく見た目や気持ちの若い方の参加も予定されております。

出演者につきましては、そこにありますENDLESSをはじめ、今のところ9グループで、歌や踊りなどを披露させていただきますので、ご覧いただきたいと思います。

以上です。

○委員長

この出場者については、希望すれば全員出場できるのか、それとも何か審査基準みたいなものがあるか。

○文化課長

審査基準はありませんが、条件としては市内在住者か、市内の高校に通う方が含まれているということです。

○委員長

あとその発表の内容、そこら辺はある程度把握してみえますか。

○文化課長

ENDLESSは踊りで、ほかの方は大体バンドが主なのですが、1名の方は若者会議の関係で若者の主張みたいなことをやられる方も中にはおります。

○委員長

どういう内容でも、新城市と教育委員会が主催するということですから、内容的にやっぱり来られた方がなるほどと納得できるようなそれなりのものであれば、私は何でもいいと思うんだけど。簡単に言うと、羽目を外したりとかそういうことがないように。

○文化課長

そういうことはないと思います。

○委員長

そうしていただければいいと思います。

では、引き続き(2)をお願いします。

○文化課参事

奥三河の大地をめぐるジオツアーということで、東三河振興ビジョンの中での企画によるジオツアーになります。先ほどシンポジウムが蒲郡であると言いましたけども、それに関連したジオツアーということで、特に奥三河地域の魅力を紹介するツアーということで、12月5日に行います。

既に募集がされているんですけども、昨日の時点で定員30名を上回る応募がありますので、開催を進めていきたいと思っております。

以上です。

○委員長

では、ここには書いてありませんけれども、生涯学習課から連絡があるそうですのでお願いします。

○生涯学習課長

平成28年新城市成人式実施要項ということで、資料をお配りしておりますが、平成28年の成人式でございますが、年があけまして1月10日の日曜日、午後1時30分から新城文化会館大ホールで開催いたします。

対象者につきましては、平成7年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた方で、新城市内に住民登録のある方。それから、広報等でも周知をしてるわけですが、就職・就学の都合で市外へ転出している方も、申し込みがあれば対象としておりますけれども、現在のところ含めまして500名を超える方々の出席が見込まれております。

当日の日程でございますけれども、午後1時30分から2時までは記念行事ということで、スライド、それからアトラクションで長篠陣太鼓を開催いたします。それから、式典に入りまして、午後2時から2時30分までの式典になりますが、開会式で委員長に開式の言葉、それから閉会の際に職務代理者の方から閉会の言葉をいただくこととなりますので、よろしくお願いをいたします。正式な御案内を、来月上旬に発送をさせていただきますのでよろしくお願いをいたします。

成人式は以上でございます。

○生涯学習課参事

図書館から、追加の資料の説明をさせていただきます。平成28年度の新城市若者予算事業に関する

る答申書というものであります。

若者議会から、11月2日に市長へ答申されましたふるさと情報館リノベーション事業ですが、416万9,000円の予算を図書館のほうへいただける予定となりました。新聞等報道とか、市のホームページでも御承知とは思いますが、地域自治区予算のように企画部の市民自治推進課で政策予算として計上しまして、3月議会で議決の承認をいただければ教育委員会が来年の4月から執行していくことになります。

続きましてその内容ですが、裏の図面をごらんください。表のほうは1階、裏面については2階の平面図となっております。まずは、1階の平面図から説明させていただきます。

1階につきましては、図書館の図面の左の方にソファ席5台を、南の窓際の方に日差しのフィルムを設置し、窓際カウンター席に10脚を備品として購入していくことになります。

それから、エントランスの正面の階段を上る途中で掲示用ボードを設置し、2階の郷土資料室の利用状況のお知らせをするボードを設置するものです。

それから、裏面ですが、階段を上ったすぐ左手にトイレがありその横に、今はラウンジで学習机が並んでいますが、ここに1階から2階へ休憩コーナーを移動させ、壁を設けて席も多く設置していく予定であります。飲食もここでできるようになる予定であります。

それから、その南側の郷土図書室ですが、右側の戸棚の方の変更はありませんが、左側のワークスペースに窓際席25席を設け、ここで郷土図書室を利用しやすいような形で考えていただきました。

それから、奥の郷土資料室ですが、ここは周りの展示ケースについての変更はありませんが、その真ん中の長篠合戦の展示物を撤去しまして、多目的空間にし、はね上げ式の長机といす48席を用意し、図書館まつりや校外学習、各種教室、イベント等の利用に使えるように改修するというであります。

それから、学生のテスト週間等で大勢の方の利用がある場合については、1階席は手狭になるため、学習スペースとして開放するというので若者の方から提案がありました。

2階につきましては、照明が暗いものですから照明を取りつけということで、図面の白い○印が該当しますが、9カ所に照明器具を取りつけるということであります。

図書館としましても、若者議会から提案されたりノベーション事業を共同で実施することにより、今まで図書館を利用していただけなかった方、そういった市民も掘り起こしていくというきっかけになればいいと考えております。

平成28年度につきましては、上記の形で行い、3年計画で行う予定と聞いていますので、まず1年目にはこういう形で、2年目以降についてはドリームサロンを拡張し授乳室を設けるなど計画しているようですので、それも共同してより使いやすい図書館にしていきたいと考えております。

以上です。

以上です。

○委員長

報告ということですか。何か。

○生涯学習課参事

3月議会で承認されれば、事業が平成28年度から執行していくということです。

○委員長

ありがとうございました。

委員。

○委員

紹介ですが、先日私、桜ヶ丘ミュージアムに行ってきたのですが、そこで豊川市の全小中学校が私たちの学び舎ということで、学校の歴史の展示をやっているんですね。すごく貴重な展示で、見ごたえもあり、すばらしいなと思いました。教育委員会がかなりの予算をつけ、各学校がパネル等を作成し準備をしてきたと思うのですが、今月の29日までですので一度、まだ見られていない方、ごらんになられるといいと思います。

学校で残しておくべきものという観点で見ると、大変参考になります。自分が、あっと思ったのが、教育勅語を保管してあった当時の漆塗りの「勅語」と書いてある木箱が、そのまま展示されていたんですね。あれは、当然回収されたものと思うのですが、それが残されていたことが驚きでした。他にも小学校の校章だとか、昭和初期に使われたオルガンだとか、教具、木製の机や椅子などの備品もあって、当時の教室が再現されていたりしました。今後、海老、連谷、鳳来西小、鳳来寺小が統合され、閉校になりますが、何を残しておくべきか参考になると思います。邪魔になる、保管場所がないといってすぐ処分されがちですが、やはり50年、100年後を見据えて、残しておくべきものは何かということをも十分検討されるといいのではないかなと思いました。

いい展示ですので、見られるといいかなと思って紹介させていただきました。

○委員長

11月29日までですか。

すぐですね。

○委員

今度の日曜日までです。

○委員長

どうもありがとうございました。あと、いいですか。

では、ありがとうございました。以上で閉会とします。

閉会 午後4時30分

委 員 長

委 員

委 員

委 員

委 員

教 育 長

書 記